

○厚生労働省告示第百八十五号  
生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四十四号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第百二十一号）の一部を次のように改正し、生活保護法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から適用する。  
平成二十五年十二月二十五日  
厚生労働大臣 田村 憲久

第一条中「生活保護法」の下に（以下「法」といふ。）を加える。  
第六条第一項中「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品」といふ。）のその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条の規定による製造販売の承認（以下「承認」といふ。）がなされ

○農林水産省告示第百三十七号  
出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示す。  
平成二十五年十二月二十五日  
農林水産大臣 林 芳正

|                                   |                   |  |                       |
|-----------------------------------|-------------------|--|-----------------------|
| 出願品種の属する農林水産物の種類                  | 出願品種の名称           | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所   | 品種登録出願の番号及び拒絶年月日      |
| Chrysanthemum x morifolium Ramat. | Yes Now           | Chungcheongnam-do 21, Chungnam-daero, Hongbuk-myeon, Hongseong-gun, 350-831, Republic of Korea | 第25500号<br>平成25年8月27日 |
| "                                 | APRICATEC         | ジヤパンアグロバイオ株式会社 静岡県浜松市中区板屋町110番地の5  | 第25642号<br>平成25年8月27日 |
| "                                 | 兵庫花9号             | 兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 藤尾弘志  | 第25770号<br>平成25年8月27日 |
| "                                 | Branspider Sprint | 兵庫県三木市志染町井上449番地 有限会社ジェー・アノド・エッチ・シヤバデン 愛知県長久手市砂子607番地  | 第25941号<br>平成25年8月27日 |
| "                                 | モゼムーン             | 鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号   | 第26002号<br>平成25年10月8日 |
| Dianthus caryophyllus L.          | フレエーイ             | Breier Haim Ilan Bnei Zion 60910, Israel   | 第25085号<br>平成25年9月17日 |

たもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」といふ。）を「後発医薬品（法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいふ。以下同じ。）」に、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に、を「医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められた場合には、可能な限り患者にその使用を促すよう」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。  
この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調製するよう努めなければならない。  
第27条中「生活保護法」を「法」に改める。

|                         |         |                                     |                       |
|-------------------------|---------|-------------------------------------|-----------------------|
| "                       | フレオニ    | "                                   | 第25086号<br>平成25年9月17日 |
| "                       | フレーチ    | "                                   | 第25088号<br>平成25年9月17日 |
| "                       | フレリス    | "                                   | 第25089号<br>平成25年9月17日 |
| "                       | フレীগ    | "                                   | 第25090号<br>平成25年9月17日 |
| "                       | フレアー    | "                                   | 第25091号<br>平成25年9月17日 |
| "                       | フレジ     | "                                   | 第25092号<br>平成25年9月17日 |
| "                       | フレインシー  | "                                   | 第25093号<br>平成25年9月17日 |
| "                       | フレロウ    | "                                   | 第25094号<br>平成25年9月17日 |
| "                       | フレウエット  | "                                   | 第25096号<br>平成25年9月17日 |
| Limonium Mill.          | TW619   | タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊奥入南夷町180番地 | 第26250号<br>平成25年9月26日 |
| Solanum muricatum Aiton | ハローアニンナ | 有限会社仲田園芸 栃木県鹿沼市上奈良部町67              | 第22875号<br>平成25年8月29日 |

○特許庁告示第十七号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第二十九条において準用する同法第二十四条の規定に基づき公示す。  
平成二十五年十二月二十五日  
特許庁長官 羽藤 秀雄

|       |              |  |   |
|-------|--------------|--|---|
| 登録番号  | 登録年月日        | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名      | 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地  |
| 第四十三号 | 平成二十五年十二月十六日 | 株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区本塩町八番地1 代表取締役 西藤 統一 | 株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区本塩町8番地1 パーシモンビル1・2F 東京都新宿区本塩町4番地4 祥平館ビル10F |